

様式第2号（第5条関係）

平成30年 4月 6日

出張報告書

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町議会議員

文成定司



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

1 期 日 平成30年 / 月28日 ~ 平成30年 / 月30日まで

2 旅 行 先

静岡県長泉町、~~静岡市~~ ~~静岡市議会議員研修会~~

3 目 的

先進地視察、平成30年市町村議会議員研修会

4 関係書類

別紙のとおり



¥86,050

日 時	平成30年 1 月 29 日 9:00 ~ 10:30
視 察 先	静岡県長泉町
調査事項	特別支援教育の取り組みについて
対 応 者	長泉町議会 副議長 井上 春彦 様 長泉町こども育成課 課長 露木 伸彦 氏 副課長 金丸 直史 氏
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	<特別支援教育専門員配置事業> 平成29年度から特別支援教育が本格実施され、障害のある児童生徒等への対応について、より専門性が必要とされていることから、特別支援教育専門員を配置し、緊急相談等への対応、保育園、幼稚園及び小中学校への特別支援教育対象児に対する巡回相談等を行い特別支援教育の充実を図ることを目的とする。 (職務内容) 特別支援教育専門員は、こども育成課長の監督指示下、おおむね次の職務を行う。 (1) 保育園、幼稚園及び小中学校での巡回相談 (2) 就学指導及び就園審査の専門調査。 (3) その他特別支援教育に関すること。 <スクールソーシャルワーカー活用事業> 学校が抱えている諸問題のうち、不登校、いじめ、特別支援、問題行動等の対応について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いる等の教育相談体制を整備し対応するためスクールソーシャルワーカーを配置し、諸問題の円滑な解決を図ることを目的とする。

(職務内容)

スクールソーシャルワーカーは、おおむね次の職務を行う。

- (1) 問題を抱える児童生徒に対する支援に関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構成、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 保護者、教員に対する支援に関すること。
- (5) その他教育委員会または学校の校長が必要と認める業務に関すること。

他に、「就園審査委員会設置要領」「障害児等保育事業実施要綱」「要保護児童対策地域協議会設置要綱」と設置しており「県・市教育委員会」と一体と連携を計り、きめ細やかな活動に取り組んでいる。

日 時	平成30年 / 月29日 12:00 ~ 17:00
視 察 先	静岡市
調査事項	2018年度予算の焦点と自治体政策のポイント
対 応 者	立命館大学 政策科学部 教授 森 裕之様
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	2018年度予算も含めた今後の地方財政は、依然として地方創生を柱に動いていくことになる。その大枠は「経済・財政再生計画」によって規定されている。その中で、各自治体にはいかに住民の暮らしを変えていくかという知恵と実行力が求められているとあってよい。また自律的・創造的な自治体政策が各地域で展開されなければならない時代となっているのである。 このような創造的な自治体政策は画一的なものではありえない。単一的かつ安易な解答などには存在しない。関係者は国の制度や実態を正確に踏まえ、全国でのさまざまな取り組みに関する情報も収集・検討し、それぞれの地域が自らの特徴と資源を十分に理解し、将来に対する的確なビジョンを持ち、それに対応した施策群を忍耐強くかつ漸進的に押し進めていくしかないのである。 今後の議会における自治体政策の議論のポイントを列挙は次のようである。 ①政府の動きと自治体の財政制度との関係はどうなっているのかをチェックする。 ②自治体の歳入・歳入の運用実態をチェックする。

- ③「地方創生」への誘導をうまく利用する。
- ④地域の特徴・資源とビジョンに基づいた自治体政策を展開する。
- ⑤地元企業や地域団体の社会経済力を引き出す施策を適切に取り入れている(ワズ・スペンディング)。
- ⑥公共施設の再編問題へ対応する。

※予算について、今後、議会を通じて自治体政策の議論のポイントを強めて行くことが重要である。

日 時	平成30年 1月30日 9:30 ~ 15:30
視 察 先	静岡市
調査事項	公共施設への向き合い方と考える。
対 応 者	立命館大学政策科学部 教授 森 裕之 様
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	これまで社会資本の研究はインフラ施設が中心で、公共施設については、ほとんど体系的に扱われることがありませんでした。それは、公共施設がインフラ施設に比べてはるかに多くの分野にまたがり、しかも混合財とよばれるように公共と民間が並存するグレーゾーンに多くあることから、学術的な取扱いが難しかったことによると思います。しかし、公共施設の再編・統合が現実の政策によって推進められつつある中で、公共施設の問題をきちんと論じていくことが喫緊に求められています。 また、今の公共施設をめぐる状況で課題を数えるだけ総体的にとらえていかねばならない。今、政府が発表している地方創生、財政、公共施設などに関する文書は多岐にわたっており、これに各自治体が出しているものを加えると、相当な時間とエネルギーをかけなければ本テーマを正確に論じることは至難であります。そのような状況に流れていると、事態はとんとん進行していくことになります。頻々、調査や資料の分析をもとにして、現時点での知見を高めたいかなければなりません。

いよいよ一番大変なのは、地方創生や公共施設の問題に真剣に立ち向かうとしている地方議員や自治体職員であること、そして、それがいずれは住民に及んでくるのだということについてである。そのような感覚を持たれた議員が、がんばらなければ、地域と住民の暮らしは守れない。

〈地方自治の成功体験の積み重ねを〉

- ① 公共施設政策の目的は片発的発展にある。
- ② 公共施設のための単なる財源確保や統廃合ではなく、それをどのように利活用すれば住民・コミュニティが元気に活性化するのが重要である。
- ③ そのための公共施設の維持管理・再配置を自治体としてどのように進めていくのが課題であり、進め方は様々ある。
- ④ プロセスこそが行財政改革の要諦である。
- ⑤ まちづくり計画と住民参加はその基盤である。